

住民課

☎ 932-1467 (ダイヤルイン) ☎ 932-1151 (内線117)

出産育児一時金が変更になりました

出産育児一時金は、被保険者が出産したときにかかる経済的負担を軽減するため、一定の金額が支給される制度です。

産科医療補償制度に加入していない医療機関で出産、または産科医療補償制度の対象とならない出産の場合、支給される金額は、平成26年12月31日までは39万円でしたが、平成27年1月1日以降、40万4千円になりました。

なお、産科医療補償制度に加入している医療機関で、産科医療補償制度の対象となる出産をしたときに支給される出産育児一時金の42万円は変わりません。(平成26年11月現在の加入状況では、福岡県内の病院・診療所、助産所は、すべて産科医療補償制度に加入しています。)

※産科医療補償制度とは

分娩に関連して発症した重度脳性まひのお子さんと、ご家族の経済的負担を速やかに補償する制度です。補償対象の認定基準には、在胎(妊娠)週数や出生体重などの基準が設けられています。

社会教育課

☎ 934-0030

第30回綱引き大会参加者募集

綱引きは子どもから大人まで、みんなで一緒に楽しめるスポーツです。

チームの力を合わせて、綱を引ませんか。

- ▶日時 2月15日(日) 9時開会式
- ▶場所 須恵中学校体育館
- ▶部門 一般男子、一般女子、男女混合、親子男子、親子女子、小学生
- ▶問合せ先 須恵町体育協会事務局
☎090-4771-0030

住民課

☎ 932-1467 (ダイヤルイン) ☎ 932-1151 (内線115)

～新成人の皆さんへ～ 20歳になったら国民年金

国民年金は、高齢者や障がいなどをお持ちの人の生活を、現役世代の皆さんで支える制度です。

具体的には、国民年金や厚生年金などの公的年金に加入し保険料を納めることで、高齢になったとき(老齢年金)や、病気やケガで障がいが残ったとき(障害年金)、家族が亡くなったとき(遺族年金)に、年金を受け取ることができます。

▶国民年金の加入手続きとその後の流れ

- ①20歳になる前の月に、日本年金機構から書類が送られてくる。
- ②送られてきた「国民年金被保険者資格取得届書」を住民課もしくは年金事務所へ提出する。
- ③年金手帳と納付書が送られてくる。
- ④納付書で保険料を納める。(口座振替もできます)

▶保険料を納めることが困難な場合

学生や収入の少ない人で、1か月15,250円(平成26年度)の保険料を納めることが困難な場合は、「学生納付特例」や「若年者納付猶予」という制度があります。

日本年金機構から送られてきた書類の中に申請書が入っていますので、必ず申請しましょう。(未納がある場合、障害年金や遺族年金を請求できなくなることがあります。)

子ども教育課

☎ 932-1459 (ダイヤルイン) ☎ 932-1151 (内線273)

児童扶養手当について

父母の離婚などで父または母と生計を同じくしていない子どもが、育成される家庭(ひとり親家庭)の生活の安定と自立の促進に貢献し、子どもの福祉の増進を図ることを目的として支給される手当です。

※所得制限があります。

▶手当を受けられる人

次のいずれかに該当する子ども(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子ども。中度以上の障害がある場合は、20歳未満の子ども)について、母(父)がその子どもを監護し、かつ生計を同じくしている場合や、母(父)に代わってその子どもを養育している場合に支給されます。

- (1) 父母が婚姻(事実婚を含む)を解消した子ども
- (2) 父(母)が死亡した子ども
- (3) 父(母)が施行令に定める程度の障がいの状態(年金の障害等級1級程度)にある子ども
- (4) 父(母)の生死が明らかでない子ども(遭難など)
- (5) 父(母)から一年以上遺棄されている子ども
- (6) 父(母)が裁判所からのDV保護命令を受けた子ども
- (7) 父(母)が法令により引き続き一年以上拘禁されている子ども
- (8) 母が婚姻によらないで懐胎した子ども

▶申請に必要なもの 印鑑、戸籍謄本、世帯全員の住民票
その他、必要な書類があります。

※詳しくは、子ども教育課までお問い合わせください。

子ども教育課

☎ 932-1459 (ダイヤルイン) ☎ 932-1151 (内線273)

特別児童扶養手当について

障がい(法令で定める程度以上)のある20歳未満の児童を養育している父か母、または、父母に代わって、その子どもを養育している人に対し支給される手当です。

※所得制限があります。

▶申請に必要なもの 戸籍謄本、世帯全員の住民票、診断書(所定の様式があります。省略できる場合もあります)、請求者名義の通帳、印鑑
詳しくは、子ども教育課までお問い合わせください。

税務課

☎ 932-1495 (ダイヤルイン) ☎ 932-1151 (内線131)

復興特別所得税の記載もれにご注意を!

平成25年分から平成49年分まで、復興特別所得税(原則、その年分の所得税額の2.1%)を所得税と併せて申告、納付することになっています。

所得税および復興特別所得税の確定申告書を作成する際は、「復興特別所得税額」欄の記載もれのないようご注意ください。

なお、還付申告書を提出される場合も、「復興特別所得税額」欄の記載が必要になります。